

## 弘前ねぶた伝統継承奨励金の概要について

### ○交付要件

弘前ねぶた保存基準に従い、弘前ねぶたを制作し、地域内運行を実施した団体等。

### 奨励金交付までの流れ

提出書類	書類の流れ	提出期限
1) 交付申請書（第1号）の提出 添付書類：ねぶた寸法図、運行安全マニュアル	団体等→市	運行実施日の2週間前まで
2) 実施確認書（第2号）の提出 ※運行している様子が確認できる写真を必ず添付する。 添付書類：道路使用許可の写し	団体等→市	8月14日（金）まで
3) 実施確認書を交付、奨励金の支払	市→団体等	—

### ○地域内運行実施に係る奨励金額

第3条 奨励金の額は、20,000円に次の表に定める額を加算した額とする。

弘前ねぶたの区分 (弘前ねぶた保存基準より)				1日当たりの額 (上限2日間)
本 ね ぶ た	扇 ねぶた	大型	高さ4.55メートル（15尺）以上	10,000円
		小型	高さ3.03メートル（10尺）以上4.55メートル（15尺）未満	
	組 ねぶた	大型	高さ4.55メートル（15尺）以上	
		小型	高さ3.03メートル（10尺）以上4.55メートル（15尺）未満	
	担ぎ ねぶた	大型	高さ4.55メートル（15尺）以上	
		小型	次に掲げる高さのものを同時に運行する場合に限る。 (1)高さ3.03メートル（10尺）以上4.55メートル（15尺）未満 (2)高さ1.82メートル（6尺）以上3.03メートル（10尺）未満	

### 備考

- 1 地域内の対象となるねぶたは、本ねぶたのみとする。（前ねぶたは対象外）
- 2 対象となる地域内運行の期間は7月24日（金）から8月13日（木）までとする。